

## 平成 30 年度 第 10 回柿崎区地域協議会次第

日時：平成 31 年 1 月 15 日（火）午後 6 時

場所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 内 容

#### (1)市からの報告

・ 諮問除外事項について ··· [資料No.1]

#### (2)協議事項

①平成 31 年度柿崎区地域活動支援事業の採択方針・審査に当たり定める事項の見直し（案）について ··· [資料No.2、資料No.3]

②平成 31 年度柿崎区地域活動支援事業のスケジュールについて ··· [資料No.4]

③地域の皆さんと地域協議会委員との懇談会資料について ··· [資料No.5、資料No.6]

④地域活動支援事業（防災まちあるき防災マップ作製事業）の変更協議について ··· [資料No.7]

#### (3)報告事項

①地域活動支援事業（古文書を紐解きながら、現在の用水について学び、明日の用水を考える事業）の変更承認について ··· [資料No.8]

#### ②会長からの報告

・ 上下浜駅の利便性に関する協議の取扱いについて

#### ③市からの報告

・ 事務事業評価の実施概要について ··· [資料No.9]

#### (4)その他

・ 第 11 回柿崎区地域協議会の開催について

日時：平成 31 年 2 月 19 日（火）午後 6 時～

会場：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

### 5 閉 会

## 上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部改正について

### 1 改正理由

平成31年10月からの消費税率の引上げを受け、柿崎マリンホテルハマナスの利用料金の上限額を改定するとともに、浴室の利用料金及び年齢区分の見直しを行うもの

### 2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。

区分		単位	現行	改定後
宿泊室	宿泊利用	特別宿泊室	1人1泊	11,300円
		一般宿泊室		9,300円
	日帰り利用	1室4時間まで	6,480円	6,600円
会議室		1室4時間まで	10,800円	11,000円
浴室		1人	620円	大人 小学生以下 (※)
				650円 350円

※ 3歳未満は、無料とする。

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。

### 3 施行期日

平成31年10月1日

### 4 その他

施設の利用料金は、2(1)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額となります。

## 柿崎区における地域活動支援事業採択方針

## (優先して採択する事業)

第1条 柿崎区の地域資源を生かし活力ある魅力的なまちづくりを推進するため、団体等の自主的、主体的な取組のうち、次に掲げるものを優先的に採択する。

- (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの
- (2) 子どもたちの健全育成に資するもの
- (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの
- (4) 特產品の開発等により地域産業の活性化に資するもの
- (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの
- (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの
- (7) 地域の環境美化に資するもの
- (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの
- (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの

## (事業の採択等)

第2条 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる。

- 2 共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しないことができる。
- 3 共通審査基準の加点は、行わない。



## (補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

- (1) 従前の補助採択の回数（事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。）が1のもの 10分の9
  - (2) 従前の補助採択の回数が2以上のもの 10分の8
  - (3) 前2号以外のもの 10分の10
- 2 地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる。

## (追加募集の有無)

第4条 採択の結果、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、地域協議会で追加募集の有無を決定する。

## 柿崎区における地域活動支援事業採択方針（案）

## (優先して採択する事業)

第1条 柿崎区の地域資源を生かし活力ある魅力的なまちづくりを推進するため、団体等の自主的、主体的な取組のうち、次に掲げるものを優先的に採択する。

- (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの
- (2) 子どもたちの健全育成に資するもの
- (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの
- (4) 特產品の開発等により地域産業の活性化に資するもの
- (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの
- (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの
- (7) 地域の環境美化に資するもの
- (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの
- (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの

## (事業の採択等)

第2条 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる。

- 2 共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しないことができる。
- 3 共通審査基準の加点は、行わない。

## (補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

- (1) 従前の補助採択の回数（事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。）が1のもの 10分の9
  - (2) 従前の補助採択の回数が2以上のもの 10分の8
  - (3) 前2号以外のもの 10分の10
- 2 地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる。

## (追加募集の有無)

第4条 採択の結果、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、地域協議会で追加募集の有無を決定する。ただし、追加募集は1回とする。

## 柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項

## (委員の除斥)

第1 地域協議会委員が役員（会長、副会長）を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参与することができない。

## (事業の採択基準)

第2 採択方針第2条第2項に規定する柿崎区地域協議会が別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 共通審査基準の評点が、15点以上であること。
- (2) 共通審査基準の各項目の評価が、それぞれ3点以上であること。

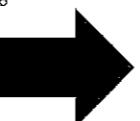
## (共通審査基準の評価等)

第3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を3点以下とする。

## (プレゼンテーションの実施)

第4 提案者に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。ただし、継続事業に関しては、委員からの要請又は団体から希望があった場合のみ、プレゼンテーションを行う。

- (1) 1事業当たりの持ち時間は10分以内とし、説明時間を6分以内とする。
- (2) プrezentationの参加人数は、1団体につき5人以内とする。



## (審査方法)

第5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。

- (1) 基本審査及び地域自治区の採択方針の審査は、委員が協議の上、決定する。なお、「適合しない」と判断した場合、その理由を付して、提案団体へ通知する。
- (2) 共通審査基準は、各審査項目とも1点から5点の範囲で採点を行う。

## (提案変更が提出された場合の取り扱い)

第6 事業の採択決定後、補助金交付申請書提出前に、団体から提案変更があった場合、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提案者は、地域協議会に変更内容の説明を行い、委員が協議の上、変更承認の可否を決定する。
- (2) (1)においては、団体の役員（会長、副会長）である委員は除斥とする。

## (成果報告)

第7 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする

## 柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項（案）

## (委員の除斥)

第1 地域協議会委員が役員（会長、副会長）を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参与することができない。

## (事業の採択基準)

第2 採択方針第2条第2項に規定する柿崎区地域協議会が別に定める基準は、共通審査基準の評点が、15点以上とする。

## (共通審査基準の評価等)

第3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を3点以下とする。

## (プレゼンテーションの実施)

第4 提案者に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。ただし、継続事業に関しては、委員からの要請又は団体から希望があった場合のみ、プレゼンテーションを行う。

- (1) 1事業当たりの持ち時間は10分以内とし、説明時間を6分以内とする。
- (2) プrezentationの参加人数は、1団体につき5人以内とする。

## (審査方法)

第5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。

- (1) 基本審査及び地域自治区の採択方針の審査は、委員が協議の上、決定する。なお、「適合しない」と判断した場合、その理由を付して、提案団体へ通知する。
- (2) 共通審査基準は、各審査項目とも1点から5点の範囲で採点を行う。

## (提案変更が提出された場合の取り扱い)

第6 事業の採択決定後、補助金交付申請書提出前に、団体から提案変更があった場合、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提案者は、地域協議会に変更内容の説明を行い、委員が協議の上、変更承認の可否を決定する。
- (2) (1)においては、団体の役員（会長、副会長）である委員は除斥とする。

## (成果報告)

第7 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする

## 地域活動支援事業のスケジュール

項目	平成31年度（案）	平成30年度	平成29年度
① 事業の周知、概要説明、申請書類の配布	地域の皆さんと地域協議会委員との懇談会 3月10日、17日、24日（日）	まちづくりフォーラム 2月25日（日）	まちづくりフォーラム 2月26日（日）
② 事前相談	3月 1日（金）～29日（金）	3月 1日（木）～30日（金）	3月 1日（水）～31日（金）
③ 募集要項の配布	予算成立後	予算成立後	予算成立後
④ 事業の募集期間	4月 1日（月）～19日（金）	4月 2日（月）～18日（水）	4月 3日（月）～21日（金）
⑤ 地域協議会委員へ提案書の送付 正副会長会議	4月25日（木）	4月20日（金）	4月24日（月）
⑥ 基本審査及び地域自治区の採択方針の 審査、意見交換（第1回地域協議会開催）	5月 8日（水）	4月24日（火）	4月28日（金）
⑦ 質問の提出期限	5月 8日（水）	4月26日（木）	5月 1日（月）
⑧ 提案団体に質問事項の送付	5月13日（月）	5月 1日（火）	5月 2日（火）
⑨ 提案団体から回答期限	5月20日（月）	5月 8日（火）	5月 8日（月）
⑩ 地域協議会委員へ質問回答集の送付	5月24日（金）	5月10日（木）	5月 9日（火）
⑪ プレゼンテーション（第2回地域協議会開催）	5月28日（火）	5月14日（月）	5月12日（金）
⑫ 採点票提出	5月30日（木）	5月16日（水）	5月15日（月）
⑬ 正副会長会議	6月 4日（火）	5月17日（木）	5月16日（火）
⑭ 採択決定（第3回地域協議会開催）	6月 7日（金）	5月24日（木）	5月22日（月）

## 地域の交通を考える会

## 公共交通一覧

公共交通	内 容
スクール混乗バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学生のスクールバスを一般利用者も利用する。上越市内では5区で運行している。</li> <li>合併前に大島村と牧村で村営バスとして運行され市営バスとして引き継がれた。</li> <li>合併後に頸城区、安塚区、名立区の3区で追加されている。</li> <li>市営バスは民間バスよりも料金が低く設定されている。</li> <li>民間のバス路線がある地域ではスクールバスの運行自体を民間に委託すれば区域でスクール混乗を運行することも可能となる。</li> </ul>
デマンドバス	<ul style="list-style-type: none"> <li>デマンド方式による公共交通機関の運行は、過疎地をかかえる地方自治体などで運行されている。</li> <li>柿崎区内では黒岩線、水野線、上直海線で運行されている。</li> <li>区内では、デマンド区間で乗車する場合は出発時刻の1時間前までに電話予約が必要。</li> <li>バスでなく（デマンド方式の）乗合タクシーなどとして導入される例もある。</li> <li>アクセスバスを走らせるほどの需要がない都市と空港を結ぶアクセス手段として用いられる例もある。</li> </ul>
乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>9人以下の旅客を運ぶ営業用自動車を利用した乗合輸送を乗合タクシー呼ぶことがある。</li> <li>主に深夜に別の交通機関がなくなる地域や、過疎地など路線バスの機能が充分に発揮できない場所などで運行されている。</li> <li>上越市内ではアイエムタクシーと新井タクシーが中郷区内で運行している。</li> <li>タクシー事業者が行っており、タクシー車両を用いるためこの名前がついているが、市内では所定のダイヤと停車地に従って運行しており、利用者はタクシーというより路線バスに近い感覚で利用することになる。（停留所が決められる。）</li> <li>使用される車種は、乗車定員（乗務員を除く）6～9人の「ジャンボタクシー」が多い利用者が少ない場所では、乗車定員（乗務員を除く）4～5人の一般的なセダン型タクシーを使うこともある。</li> <li>柿崎区内では実績がないが、頸城ハイヤー等民間のタクシー会社が運行すれば実現可能である。</li> </ul>
自家用有償旅客運送 (タクシードライブ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用車を使用し有料で人を輸送するサービス。</li> <li>NPOが運営するものや市町村が直接管理するものもある。</li> <li>上越市内ではNPOが運営する例はないが、市営バスはある。</li> <li>妙高市ではNPOが運営する事例がある。</li> <li>導入するには運営母体をどうするか？運転手の技量の担保は？</li> <li>事故が起きた時の補償は？等の問題もある。</li> <li>病院、スーパー、銀行、農協等が補助金協賛を出資し実現したケースもある。</li> </ul>
タクシーケンブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越市では身体障害者・精神障害者支援として24,000円/年（500円券×48枚）と高齢者外出支援として9,000円/年（150円×5枚×12か月）が支給されている。</li> <li>全国の市町村でタクシーケンブ制度が実施されているが対象者が限定されている。</li> </ul>

長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none"> <li>市営バスは運賃の上限が決まっているので料金が安い。</li> <li>生徒が乗降する地点まで入り込める。</li> <li>路線バスとの重複区間があった場合に重複を解消できる。</li> <li>スクールバスの有効利用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間のバス路線がある地域では運行が難しい。</li> <li>市営での運行になるので運転手の確保が難しい。（課題である）</li> <li>生徒数によっては、そもそも運行できない。（一般の利用客が乗る空きがない）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>柿崎区内では頸北観光バスが運行しているので運行経路の見直しや延長で区内を網羅できる。</li> <li>乗車する際のバス代も低く抑えられている。</li> <li>予約がなければ運行しないため、燃料費節約になる。</li> <li>予め決められたルートを、事前の予約があった停留所のみ停車する運行や、ドアツードアに近い運行など地域の実情に合わせた運行が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、運行されている路線ではほとんどの路線で赤字となっている。</li> <li>市や県からの補助金で運行されている。</li> <li>予約をしないと利用できない。</li> <li>地域に合わせた運行が可能であるが、利便性を向上すれば経費がかかり運賃が高くなる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>バスより小型のため乗り降りしやすい。</li> <li>バスより狭い路地に入る事ができる。</li> <li>デマンド運行の場合は、予め決められたルートを事前の予約があった停留所のみ停車する運行やドアツードアに近い運行など地域の実情に合わせた運行が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー会社が手をあげないと実現できない。</li> <li>乗合タクシーも市の補助金が必要となる。</li> <li>赤字を最小限にとどめないと市の財政を圧迫すると考えられます。</li> <li>乗合タクシーと民間タクシーのすみわけが出来ないと民間業者を圧迫することになる。</li> <li>デマンド運行の場合は、予約をしないと利用できない。また、地域に合わせた運行が可能ではあるが、利便性を向上すれば経費がかかり運賃が高くなる。車両が小型のため、満員で乗車できない場合がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>NPOや民間団体が主体となって運行すれば実現可能である。</li> <li>県に有償運送登録を行うことで、白ナンバー車両（自家用車）での輸送サービスが可能。</li> <li>1種免許でも所定の講習を受けることで、運行が可能。</li> <li>運賃が安い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営母体がないと実現できない。</li> <li>上越市で一部地域で市営バスとして運行されているが経営状態が厳しい。</li> <li>運転手の技量確保が難しい。</li> <li>事故が起きた場合の補償等の問題がある。</li> <li>一定の条件下にある地域しか運行できない。（路線バスを運行していない交通空白地など）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシーを利用するので使いやすい。</li> <li>タクシーケンブ料金は補助分だけ安く利用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の絞り込みが難しい。</li> <li>対象者を広げると市の財政を圧迫する。</li> <li>全額補助は難しいので自己負担が発生する</li> <li>地域外への利用が難しい。</li> </ul>

## 懇談会に提示する保育園整備の方策案

方策	内容	長 所	短 所
1、それぞれの保育園を建て替える	現在ある4つの保育園をそれぞれ建て替える。	① 建て替え優先順位の高い保育園から改修できる ② 家の近くなら、働く親でも子供の送り迎えがしやすい ③ 保育園を通じて地域の交流が継続し、過疎化を進行させにくい ④ 新しい保育園設備で、子供を安心してあずけられる ⑤ 未満児にも対応した設備が整う	① 建設費用がかかる ② 園児数に対し保育園職員が多くなり、費用がかかる。 ③ 各々の保育園を維持する費用(保守メンテ費用)がかかる
2、柿崎区内の保育園を統合する	現在ある4つの保育園を統合し、1つの保育園として新築する。	① 園児数が多くなり、将来、子供が大集団に入ても馴染みやすい ② 施設が新しく、最新設備になる ③ 災害対応を考慮して、良い場所を選定できる ④ 適正な職員数での運営が可能となる	① 家から園が遠くなる場合、子供の送迎が難しくなり、共働き世帯では区外の保育園を選ぶ可能性もある ② 新築する保育園の場所(土地)を確保しなければならない ③ 祖父母に送迎を頼っている場合、頼めなくなる場合がある ④ 区内全域の通園バスの運行が必要になる ⑤ 地域のつながりが希薄になり過疎化の進行が懸念される ⑥ 保育園で一緒だった園児が小学校でバラバラになる
3、小学校の建物の一部を改修し、それぞれの保育園を移転する	現在ある小学校の教室を改修し、保育園を設置する。 上下浜保育園を上下浜小学校内に移設する。 下黒川保育園を下黒川小学校内に移設する。 柿崎第1保育園と第2保育園は柿崎小学校内に移設する。	① 家の近くなら、働く親でも子供の送り迎えがしやすい ② 保育園・小学校を通じて地域の交流が継続し、過疎化を進行させにくい ③ 建設費用を抑えられる ④ 園児から小学校への移行がスムーズになる ⑤ 上下浜小学校、下黒川小学校は避難場所に指定されており、子供達が安全に避難できる ⑥ 小学校の学童保育と保育園の延長保育が一緒にできる。	① 小学校教職員と保育園職員の待遇の違いを考慮しなければならない ② 管轄が異なるため(文科省と厚労省)に手続きに手間がかかる ③ 地域住民の理解が必要
4、柿崎第1保育園と第2保育園を統合し新築、上下浜と下黒川保育園は小学校内に移設する	上下浜・下黒川保育園はそれぞれの小学校を改修し移設する。 柿崎第1保育園と第2保育園を統合し、1つの保育園として新築する。	① 柿崎第1・第2保育園は小学校区が同じなので、統合に対する抵抗が低い可能性がある ② 柿崎では災害対応を考慮して、良い場所を選定できる ③ 保育園・小学校を通じて地域の交流が継続し、過疎化を進行させにくい ④ 保護者の送り迎えの負担が大きく変化しない ⑤ 上下浜、下黒川では小学校の学童保育と保育園の延長保育が一緒にできる。	① 柿崎地区では今まで徒歩で送り迎えが可能であったのに送迎バスが必要になる地域が出る。 ② 柿崎区内における保育園環境の差が大きくなる ③ 地域住民の理解が必要 ④ 新築する保育園の場所を確保しなければならない
5、柿崎第1・第2保育園は統合し新築、上下浜・下黒川保育園は改修する	上下浜保育園と下黒川保育園は現在の建物を改修し使い続ける 柿崎第1保育園と柿崎第2保育園は統合し一つの保育園として新築する	① 柿崎第1・第2保育園は小学校区が同じなので、統合に対する抵抗が低い可能性がある ② 保育園を通じて地域の交流が継続し、過疎化を進行させにくい ③ 保護者の送り迎えの負担が大きく変化しない ④ 改修費用は移設よりも費用が抑えられる可能性がある。	① 使用しながらの改修は園児への負担が多い。 ② 上下浜保育園の環境が変わらない。 (交通アクセスが悪い、駐車場が狭い、外の遊び場が狭い等) ③ 柿崎区内における保育園環境の差が大きくなる ④ 新築する保育園の場所を確保しなければならない

## 【備考】

## 【柿崎区4保育園の建て替え優先度】

- 1、第2保育園 35点(未満児定員超+老朽化)  
 2、上下浜保育園・下黒川保育園 25点(老朽化)

- \* 上下浜保育園 昭和48年度新築 木造 築44年  
 \* 柿崎第1保育園 昭和57年新築 鉄筋コンクリート 築35年  
 \* 下黒川保育園 昭和58年新築 木造 築34年  
 \* 柿崎第2保育園 昭和60年新築 木造 築32年

## 事務事業評価の実施について

### 1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

### 2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業

ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。

- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

### 3 評価の手順

#### (1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

#### (2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

### 4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証）</li> <li>・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証</li> <li>・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証</li> </ul>
効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証</li> <li>・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証）</li> <li>・事業の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証）</li> <li>・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）</li> </ul>

### 5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・廃止とする事業
一部廃止	・事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業</li> <li>・事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業</li> <li>・今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業</li> </ul>
拡充	・事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・そのまま継続して実施する事業

### 【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

### 6 評価結果の取扱い

#### (1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

#### (2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

#### (3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。